公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター委員会設置規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の理事会の下に委員会を設置することにより、センターの事業運営をより効率的に推進することを目的とする。

（組織）

第２条　委員会は、次のとおりとする。

(1)　安全管理委員会
(2)　会員活性化委員会
(3)　広報委員会
(4)　就業・会員拡大委員会

2　委員会は、必要に応じ設置、又は改廃することができる。

（委員）

第３条　委員は、理事及び正会員の中から選任するものとし、各委員会の定数は次のとおりとする。

(1)　安全管理委員会　　10 人以内
(2)　会員活性化委員会　　6 人以内
(3)　広報委員会　　6 人以内
(4)　就業・会員拡大委員会　6 人以内

2　委員は、理事長が委嘱するものとする。

3　委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の中から互選する。

（所掌事項）

第４条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　安全管理委員会
　ア　会員の安全・適正就業の推進に関すること。
　イ　会員の健康増進に関すること。
　ウ　安全講習会に関すること。
　エ　「安全だより」の発行に関すること。
(2)　会員活性化委員会
　ア　会員による組織体制の強化に関すること。
　イ　会員の福利厚生に関すること。
　ウ　会員の技能向上に関すること。
　エ　その他会員活性化に関すること。
(3)　広報委員会
　ア　会報「シルバーいせはら」に関すること。
　イ　センターホームページに関すること。
　ウ　その他センターの広報活動に関すること。
(4)　就業・会員拡大委員会
　ア　受注の拡大に関すること。
　イ　新規事業の開発に関すること。
　ウ　会員の拡大に関すること。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4　委員長は、委員会の議事録を事務局に提出するものとする。

5　委員長は、委員会の検討結果等を理事会に報告するものとする。

6　必要により正副委員長会議を開催し、各委員会間の連絡調整を行うものとする。

7　委員会の庶務は、センター事務局が処理する。

（任期）

第６条　委員の任期は、定款第 26 条の規定を準用する。

（委任）

第 7 条　この規程に定めのない事項、及びこの規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定め、理事会に報告する。

附　則

（社団法人伊勢原市シルバー人材センター専門部会設置規程の廃止）

1　社団法人伊勢原市シルバー人材センター専門部会設置規程（平成 17 年 8 月 31 日施行）は、廃止する。

（施行期日）

2　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。